

光高中第20019号
2020年（令和2年）7月29日

保護者各位

札幌光星中学校
札幌光星高等学校
校長 駒井 健一郎

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の取り扱いについて【8月18日以降】

時下、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じます。この度の新型コロナウイルス感染症への対応及び本校の教育に対し、ご理解とご協力を賜っておりますこと、心よりお礼申し上げます。

さて、出席停止の扱いにつきまして、8月18日より下記の通りといたしますのでお知らせします。新型コロナウイルス感染症についてはいまだ解明されていない部分が多くあり、感染症に伴う欠席扱いについては校長判断で、おおむね出席停止扱いとしてまいりましたが、今後もしばらくはこの状況が続くことを鑑みると、所定の基準と手続きの流れを整理する必要があると判断いたしました。7月までの基準から変更になる点もありますが、判断の基準としては、文部科学省の指針を軸とし、詳細は学校医の判断を踏まえて規定いたしましたので、ご確認ください。

まもなく夏期休暇期間に入ります。新型コロナウイルス感染症については、道外では感染者が増加傾向にある地域もあり、北海道においても、新規感染者が少なからず出ております。学校においても引き続き、出来る限りの感染症対策を行ってまいります。ご家庭においても徹底していただくようご協力をお願いいたします。

記

（1）出席停止の扱いについて

以下の場合を出席停止扱いとします。

- ① 生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合。
- ② 生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合。 ※1
- ③ 同居している者が感染した又は濃厚接触者と指定された場合。
- ④ 同居している者に発熱等の風邪症状がみられる場合。
- ⑤ 医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患等がある生徒で、主治医が登校すべきでないとした場合。
- ⑥ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった場合で、地域の感染状況に基づいた合理的な理由があると校長が判断した場合。 ※2
- ⑦ 海外から帰国した場合。（2週間自宅待機）

※1 「風邪症状」については、学校医の判断に基づき、裏面の（別表）の通りとします。

※2 文部科学省の規定に基づきます。

（裏面に続く）

(2) 手続について

1. 学校連絡の際のお願い

学校への連絡の際は、下記の(別表)を参考に具体的症状の連絡をお願いします。項目に当てはまらない場合や判断に迷う場合は「その他」とご連絡いただくか、担任とご相談ください。

※ロイロノートによる健康観察を今後も継続しますのでご協力をお願いします。

なお、提出を忘れるケースも多くなっています。健康確認ができないことが頻繁にある場合は、教室への入室を許可せず、別対応とさせていただきますのでご了承ください。

2. 出席停止扱いの手続きについて

出席停止扱いとなる場合は所定の様式をご提出ください。なお様式を次の4種類としました。ホームページよりダウンロードして使用してください。

- ① 感染者となった場合 → 「学校感染症罹患報告書」(様式1)
- ② 風邪症状による出席停止の場合 → 「風邪症状に伴う出欠に関する報告書」(様式2)
- ③ 濃厚接触者となった場合 → 「濃厚接触に伴う出欠に関する報告書」(様式3)
- ④ 基礎疾患がある場合 → 「基礎疾患に伴う出欠に関する報告書」(様式4)

※④についてはすでに提出されている場合は改めて提出する必要はありません。

(別表)

区 分	症 状	8月18日以降	7月31日まで
平時とは異なる症状がある場合	発熱、咳、強い倦怠感、悪寒、のどの痛み、悪寒、鼻水、頭痛、息苦しさ ※3	出席停止	出席停止
	腹痛、吐き気、めまい、下痢等 ※4	欠 席	
	体調不良	— ※5	
日常的に起こる場合や、明らかに風邪とは異なる場合	持病（主治医が登校すべきでない と判断した場合を除く）や骨折による通院等	欠 席	欠 席
社会状況に関連する場合	感染が不安等	個別判断※6	出席停止

※3 風邪症状のため通院をし、医師より単なる風邪だと診断されたとしても、通院をした日まで、及び症状が収まらずその後自宅療養した日も含めて出席停止扱いとします。もし、明らかに異なる病気と診断された場合の扱いは担任に相談してください。

※4 この項目の症状（腹痛等）で学校を欠席したとしても、その後、発熱等の風邪症状を伴う状態に変化してきた場合は、一連の風邪症状という扱いとして、腹痛等の欠席日も出席停止扱いとします。

※5 「体調不良」という表現は基本的には使いません。具体的症状をお知らせください。

※6 文部科学省の規定「保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については(中略)例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上『出席停止・忌引等の日数』として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である」

以上